

(案)

資料13－3

区域計画の認定申請書

令和6年12月 日

内閣総理大臣 殿

北海道国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法第8条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、
区域計画について認定を申請します。

- 申請事項の内容
別紙のとおり。

資料 13－3 別紙

北海道 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 12 月 10 日

北海道国家戦略特別区域会議

1 国家戦略特別区域の名称

「北海道 国家戦略特別区域」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）名称：国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業

内容：銀行法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる銀行が、北海道国家戦略特別区域における G X の推進を目的に、北海道内に本店を構え、北海道又はその周辺において G X 関連事業を実施する企業に対し、認可を受けることなく出資（5 % 超 50 % 以下の議決権保有。出資後に届出提出）を行う。

① 株式会社北洋銀行【令和 7 年より実施】

② 株式会社北海道銀行【令和 7 年より実施】

（2）名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。

① 札幌市全域【令和 6 年度を目途に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、G X 産業のサプライチェーンの構築やスタートアップの創出、外国企業の進出を支援することにより、国内外から産業・人・投資を集めるためのビジネス・生活環境の整備が図られ、北海道における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠

点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規開業直後の企業やグローバル企業等の設立等を促進するため、北海道内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和7年7月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：北海道経済センタービル

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士又は雇用労働相談員（社会保険労務士に限る。）による個別訪問指導等
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催 等